

令和6年は役員改選の年です

令和6年6月に予定している第7回通常総代会をもって、現役員(理事・監事)の任期が満了します。JAが将来にわたって組合員との対話に基づく「不断の自己改革」を実践し、農家組合員の所得向上や地域振興に寄与し続け、持続可能な経営基盤の確立強化を図るために、JA運営の舵を取る役員には、農協法の構成要件を前提に高い経営管理能力が求められます。

JAを守り発展させるという高いマネジメント能力に加え、強い責任と覚悟をもった経営者を選任しなければなりません。

役員選任は極めて重要であり、農業とJAの将来を託すことができる人を選ぶことが強く求められます。

～このような人を役員に～

- 業務執行の意思決定に積極的に参加し、業務執行を適正に行うことができる人
- 常に確固たる倫理観と誠実さに基づき、公正な行動をとることができる人
- コンプライアンス意識の確立に向け、誠実にかつ率先垂範して取り組むことができる人
- すべての組合員と一緒に積極的な協同活動に努力する人
- 自らJAの事業を利用し、率先実行する行動力を示すことができる人
- 組合員を差別せず公正な立場をとることができる人
- 金銭・物品の供与や供応接待等、JAの対面を汚すような行為をしない人
- 反社会的行為に関与しない「十分な社会的信用」を有する人

「コンプライアンスマニュアル」役員行動規範より抜粋

理事の役割

選ばれた理事全員で構成する理事会は、組合長などの常勤理事と一体となって、組合の業務執行を決定しなければなりませんので、非常勤の理事であってもJAの経営者の一員です。高度化・複雑化する事業運営を的確に行い、自己責任経営を担っていかなければなりません。また、組合員のニーズをくみ上げてJA運営に反映させる組合員のリーダーであるとともに、全JA的な視点に立って、JAの自己改革を進める力も求められます。

監事の役割

監事の主な役割は、組合の運営が健全かどうか、組合員の負託に込えているかどうか理事の職務執行を監査することです。単に理事の業務執行を監査するだけでなく、組合の事業の運営が適法かつ妥当かを、監事監査規程に従い監査する必要があります。このため、JAの組織・事業に精通し、かつ全JA的な視点から意見を表明できることが求められます。